

令和6年度
平塚市市民活動推進補助金

プレゼンテーション

平塚市協働推進課
令和6年3月9日

申請団体一覧

●入門コース(5団体)

	団体名	申請活動・事業名	申請額	ページ
1	仲間で作るざる菊園	湘南ひらつかの森で癒し・触れ合い・繋がる ざる菊園の運営事業	10 万	P1
2	マスターズ平塚	野球を通して生き生きとした人生を！	10 万	P9
3	一般社団法人F-STYLEスポーツクラブ	ポッチャスクール活動事業	10 万	P17
4	平塚市手をつなぐ育成会	総合公園かざぐるまレストラン内 「ともいきスペース」事業	10 万	P29
5	城島地区地域活動推進会議	地域資源活用による交流型体験の里づくり事業	10 万	P38
		合 計	50 万	

●発展コース(3団体)

	団体名	申請活動・事業名	申請額	ページ
1	湘南ダンベル体操協会	ダンベル体操による健康づくりの推進	34 万	P46
2	平塚ゆかりの作家 中勘助を知る会	中勘助が平塚に居を構えて100年記念事業	41 万	P53
3	特定非営利活動法人JUDO's	海外柔道家と平塚市の皆さんとの交流事業	40 万	P61
		合 計	115 万	

●組織基盤整備コース(2団体)

	団体名	申請活動・事業名	申請額	ページ
1	NPO法人湘南平塚きさわ里地里山ラボ	講習会指導人材育成・財務管理強化	17 万	P72
2	ママぎゅっと	「ひらつかママ」ブランディング	18 万	P87
		合 計	35 万	

受付番号	入門コース1
受付月日	令和6年1月5日

令和6年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) ナカマデツクルザルギクエン 仲間で作るざる菊園			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	成川 清			
④ 設立年月	2021年4月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	フェイスブック (仲間で作るざる菊園)			
⑥ 設立目的・経緯	<p>会設立前に会員である横山夫妻が神奈川県内の菊の品種であるざる菊の苗50本を知人からもらい受けた。この苗を休耕地の一角に植え付けていたが、令和2年に株分け等によりいくらでも増やすことができることを知り『このまま増やし続けたら、とても2人で管理しきれない』と苦慮していたところへ友人でもある私が『仲間を集めてもっと大きくざる菊園にしてみたい』と提案したところ、休耕地の管理で協力してもらえらるならと、了解をもらうことができた。ちょうど、コロナ禍で近隣住民とも関わりあうことが少ない時期でもあったため、地域住民の触れ合いの場、憩いの場になればと令和3年から始め、令和5年には個人での来場者始め市内福祉村の方90人の鑑賞者を迎え入れる等少しづつ知れ渡るようになってきた。今後も平塚市民をはじめ、より多くの人に触れ合いの場、憩いの場を提供出来る様にする事を目的に活動している</p> <p>団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。</p>			
⑦ 活動の概要・実績	<p>●令和3年 ざる菊800株を植え付け 延べ25人参加 10月にSNSでざる菊鑑賞の周知 ざる菊園参加会員初め地域市民等で観賞会開催 (15人)</p> <p>●令和4年 ざる菊1,400株を植え付け 延べ35人参加 9月に「仲間で作るざる菊園」看板を設置 10月にざる菊園会員他、地域市民等で観賞会開催 (15人)</p> <p>●令和5年 ざる菊1,500株を植え付け 延べ60人参加 11月に旭北福祉村、吉沢村福祉村、個人で鑑賞約80人位等延べ160人位が観賞のため来場したものとみられる。</p> <p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
⑨ 令和6年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	市民活動推進補助金	令和6年4月	100,000	入門コース

⑩ 会員数	個人＝ 11 人 (うち平塚市民 10 人) 団体＝ 団体			
⑪ 活動体制 活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。	役職名	氏名	住所	
	①	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。		
	②			
	③			
	④			
	⑤			
	⑥			
	⑦			
	⑧			
	⑨			
	⑩			

2 補助申請の内容

① 事業名	湘南ひらつかの森で癒し・触れ合い・繋がる ざる菊園の運営事業
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) <input checked="" type="radio"/> 入門コース ・ <input type="radio"/> 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 10万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的 「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	これまで、ざる菊を育てて、地域の人に観賞してもらえる場づくりをしてきたが、これまでの活動をさらに継続していき、昨年の市内福祉村（90人来場）以外にもより多くの方が来場していただき、癒しの場、交流の場となるようにしていくことを目的とする。また、会員同士の繋がりや来場者と会員の繋がりなどが生まれる場にざる菊園がなればと考えている。
---	--

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくかが分かるように記入してください。</p>	<p>4月初旬 前年の株の処分 4月下旬～5月初旬 株分け、冬至芽を採取差穂等により仮植え作業5種類1,800本～1,900本。 5月下旬 株分け、差し穂をしておいた株の仮植え付け5種類、うち200本～300本をグリーンパールにお願いし市民に無料配布する。株の植え付け地の耕うん作業等、うね立て作業、元肥の施肥 6月初旬 借り植をした株の本植え付け 7月～10月 適時に除草、散水作業(6回～7回)施肥 9月初旬 生育状況の悪い株の植え替え 10月初旬 会員による鑑賞会及び反省会</p> <p>今までは新株を育てるため、より簡単な株分けという形をとってきたが、より大きく見栄えのあるざる菊にするために面倒な作業ではあるが差し穂という方法を取り入れてみたい。</p> <p>ざる菊を植える際ただ色分け別に植えるのではなく、例えば富士山の形に植えるとかいろいろ植え方に工夫をしてみたい。</p> <p>発足当時は素人集団であったが、昨年菊づくりにたけている方が土屋にすることが分かり、その人の指導を仰ぎより立派なざる菊を作ることを目指している。</p> <p>差し穂という株の増やし方もその一環である。</p> <p>今後さらに声掛けをしてこの事業の賛同者を増やしてゆきたい。</p>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>4月初旬 前年の株の処分。全会員対象 4月下旬～5月初旬 株分け、冬至芽を採取差穂等により仮植え作業5種類1,800本。全会員対象 5月下旬 株分け、差し穂をしておいた株の仮植え付け5種類 全会員対象(200本～300本をグリーンパールにお願いし市民に無料配布する)株の植え付け地の耕うん作業うね立て作業等、元肥の施肥 6月初旬 借り植をした株の本植え付け 全会員対象 7月～10月 適時に除草、散水作業(6回～7回)施肥 全会員対象 9月初旬 生育状況の悪い株の植え替え 会員2名～3名 10月初旬 会員による鑑賞会及び反省会 全会員対象</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象(受益者や地域)にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>個人だけに限らず福祉施設等からの来場も期待し、日頃外出する機会の少ない観賞者に癒しの場、交流の場となることが期待できる。</p> <p>神奈川県特有の品種であるざる菊を、800坪、1,800株育てることで、今までとは違い平塚市民をはじめとした周辺地域の多くの観賞者に来場していただくと考えている。</p> <p>ざる菊を育てることを通じて、会員同士の交流や活動に賛同される新たな方の出会いの場になることを期待している。</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	

第4号様式(第10条関係)

収支予算書

項目		事業費	具体的な内容(積算根拠等)				
① 収入	補助金	100,000 円	平塚市市民活動推進補助金	管理機購入一部費用、肥料代、支出の部に明細			
	寄付金	110,000 円	管理機購入のため登録会員等による特別寄付(会員10,000円×11人)	マキタ MKR0761H			
	土地所有者負担金	200,000 円	土地所有者横山邦夫負担金・土地所有者も個人で使用するため(除草作業等休耕地の管理保全のため管理機購入の一部)	マキタ MKR0761H			
	年会費・行事参加費	44,000 円	会員による年会費(3,000円×11人)	・反省会等参加費(1,000×11名)			
	その他賛同者寄付	20,000 円	ざる菊園運営に伴い、複数の協賛者(友人等)による寄付				
収入合計	474,000 円	入門コース:対象経費	100,000 円 × 100 % =	100,000 円	補助金の申請限度額	100,000 円	
② 支出	項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容(積算根拠等)		
	農具費	296,000 円	296,000 円	30,000 円	耕うん、畝立て用管理機	マキタ MKR0761H	
	肥料費	50,000 円	50,000 円	30,000 円	有機肥料(元肥) 鶏ふん、骨粉入りなど	10キロ2500円程度20袋	
	肥料費	42,000 円	42,000 円	20,000 円	7月・8月・9月の施肥(化成肥料各20キロ×7袋@6,000円)		
	肥料費	34,000 円	34,000 円	20,000 円	9月下旬～10月液肥散布(20キロ17,000円×2)		
	福利厚生費	18,000 円	18,000 円	円	株の育苗、植え付け、草むしり、水やり等での作業にかかわった人の飲料水、茶菓子代(@250円×一回9人×8回)		
	会員による反省会及び鑑賞会	13,500 円	13,500 円	円	会員による反省会及び鑑賞会(@1,500円×9名)		
	予備費	20,500 円	20,500 円	円	夏場散水のための水道料金等		
	支出合計	474,000 円	474,000 円	100,000 円			

仲間で作るざる菊園会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、「仲間で作るざる菊園」と称し、事務局は会長の定めるところに置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、ざる菊を育てること(ざる菊園の運営)などを通じて、地域住民が豊かな生活をおくこと、癒しの場を提供し魅力あるまちづくりの一環になることを目的とするとともに、会員相互の親睦と交流を図り、次の事業を行う。

- (1) ざる菊園運営に関する基本計画の策定及び実施
- (2) より高度なざる菊を育てるための研究及び技術の習得
- (3) ざる菊園に関する宣伝、啓発活動
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(会員)

第3条 本会は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって組織する。

- (1) (登録会員の資格) 本会に登録しようとする者は平塚市内に在住、又は在勤し、あるいは学籍を有する者でなければならない。
- (2) この会は、上記の資格を持たない賛助会員を設けることができる。

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- | | | | |
|--------|----|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 | (4) 監査 | 2名 |

第5条 役員の任期は3年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

- (1) (役員の解任) 役員としてふさわしくない行為があった場合には、役員会においての出席者の3分の2以上の決議により、解任することができる

(総会)

第6条 総会は年1回会長が招集し会長が議長となり会員の2分の1以上の出席を必要とする。ただし、会長が必要と認めるとき、若しくは会員の3分の1以上から請求があったときは、臨時総会を開催する。

議決に関しては規約で別に定める場合を除き出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる

総会は、会員の総意を民主的に反映する機関として、次の事項を審議する。

- (1) 会則(又は規約)の改廃及び役員を選出
- (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告、収支決算及び監査報告の承認
- (3) その他の重要事項

(役員会)

第7条 役員会は、会長が必要と認める都度これを招集する。

会長は役員会の過半数から会議の目的による事項を示して請求があった時は遅滞なくこれを召集しなければならない

- (1) 役員会は会長が招集し会長が議長となる
- (2) 役員会は次の事項を議決する
 - ・ 事業計画及び収支予算に関する事項
 - ・ 事業報告及び収支決算に関する事項
 - ・ 会員の除名に関する事項

・その他本会の業務に関する重要事項で会長が必要と認めた事項

(経理)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年額3,000円として、本会が指定する方法により納入するものとする。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日迄とする。

第9条(除名) 会員が次の各号のいずれかに該当した時は、除名することができる

①会費を1年以上滞納した時

②本会の名誉をき損し、又は規約に反するような行為をした時

③その他、役員会において本会員として不相当と認められる時

(その他の規定)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議を経て、会長が定める。

付 則

この会則は、令和3年4月1日から施行する。

令和4年度 事業の収支予算決算書書

項 目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減額 (円)	具体的な内容 (積算根拠等)
① 収入				
補助金	0	0	0	平塚市市民活動推進補助金
寄付金	80,000	90,000	10,000	仲間でさる菊園を運営するという事で協賛社グリーンパープルから20,000円、土地所有者から30,000円、さる菊園会員から40,000円
寄付金		35,000	35,000	さる菊園開設に伴い、複数の協賛者(友人等)による寄付
会員による反省会 会費他	10,000	15,000	5,000	さる菊園会員による反省会及び鑑賞会 (@1,500円×10名)
収入合計	A 90,000	B 140,000	B-A 50,000	
② 支出				
項 目	予算額 (円) (うち補助金額)	決算額 (円)	補助対象経費 (円) (うち補助金額)	増減額 (円)
施肥	(30,000) (0)	47,000	(0)	17,000
施肥	(40,000) (0)	47,000	(0)	7,000
飲料水、茶菓子	(10,000) (0)	23,500	()	13,500
散水費用	(0)	7,000	()	7,000
反省会・懇親会	(10,000)	15,500	()	5,500
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
支出合計	C 90,000 (0)	D 140,000	(0)	D-C 50,000
③ 収支決算額				
	B 140,000 円	-	D 140,000 円	=
				0 円

【備考】

令和5年度 収支予算書

会計年度が4月1日～翌年3月31日のため予算額のみとなります

項目	予算額 (円)	決算額 (円)	増減額 (円)	具体的な内容 (積算根拠等)	
① 収入					
補助金	0	0	0	平塚市市民活動推進補助金	
寄付金	60,000			ざる菊園会員から20,000円、グリーンパールから協賛金20,000円、土地所有者から協賛金20,000円	
寄付金	30,000			ざる菊園開設に伴い、複数の協賛者(友人等)による寄付	
年会費	33,000			ざる菊園会員年会費 3,000円×11人	
参加費	25,000			ざる菊園会員による反省会及び鑑賞会 2,500円×10人	
収入合計	A 148,000	B 0	B-A -148,000		
② 支出					
項 目	予算額 (円) (うち補助金額)	決算額 (円)	補助対象経費 (円) (うち補助金額)	増減額 (円)	具体的な内容 (積算根拠等)
施肥	(36,000) (0)		(0)		肥料代一袋4000円×9袋
施肥	(36,000) (0)		(0)		肥料代一袋4000円×9袋
施肥	(20,000) (0)		()		肥料代
飲料水、茶菓子	(20,000) (0)		()		一回2000円×10回
散水費用	(10,000) ()		()		ざる菊園隣地のお宅から散水のための水の提供、水道代としての謝礼
反省会・懇親会	(20,000) ()		()		ざる菊園会員による反省会及び鑑賞会(10名)
予備費	(6,000) ()		()		
支出合計	C 148,000	D (0)	(0)	D-C	
③ 収支決算額	B	D	=		【備考】

受付番号	入門コース2
受付月日	令和6年1月19日

令和6年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門コース）

1 申請団体概要

①団体名	(フリガナ) マスターズヒラツカ			
	マスターズ平塚			
②所在地	平塚市I			
③代表者名	小日向 澄夫			
④設立年月	2009 年 5 月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ホームページ	http://			
⑥設立目的・経緯	<p>地域住民間の交流の減少や運動不足等の課題を抱える平塚市内の高齢者層に対し、生涯スポーツとしての野球活動を通して、健康促進や生きがいそして平塚市高齢者間の親睦を促す交流の場を創出する。</p> <p>団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。</p>			
⑦活動の概要・実績	<p>毎週月曜日と木曜日に大神グラウンドにて基礎体力作りや野球トレーニング、紅白試合を実施。</p> <p>令和4・5年度 年間約80回実施、各回25～35名程度参加</p> <p>また、毎年神奈川県との地域間で行われる公式・非公式試合への参加を行っている。</p> <p>令和4・5年度 年15回（非）公式戦実施、各回15～30名程度参加</p> <p>その他、以下の活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域（大田公園と戸田球場）の清掃・美化活動（年2回実施、各回10名参加） ・青少年野球チームとの交流試合（年1回実施、各回5名参加） <p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p>			
⑧過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
⑨令和6年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容

⑩ 会員数	個人＝ 37 人（うち平塚市民 19 人） 団体＝ 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※活動体制は、個人情報のために非公開としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	野球を通して生き生きとした人生を！
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) ○入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 10万円(入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>身体を動かすことに後ろ向きになりがちな人や、人との交流の場が減りつつある平塚市民・特に家にこもりがちな高齢者に対して、野球というスポーツ活動の場を設けることで心身の鍛錬を通じた健康促進や、人とのつながりから生まれる楽しみや生きがいの一助となる場を地域社会に提供する。</p> <p>また、野球というスポーツを通して、普段関わりの少ない異世代や外国人と交流する機会を創出し、多様な平塚市民のコミュニティ醸成に貢献する。</p> <p>さらに、運動公園や球場の美化活動を通して、平塚市民がいつも気持ちよく利用できるような街づくりに貢献する。</p>
「なぜ、この事業を実施したいのか？」	
「どんな課題を改善したいのか？」	
「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」	
などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>1～5の事業継続のほか、本年度より補助金事業制度を活用し6と7の取り組みを開始する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 体験会の実施（年2回） 2. 定期的な運動や練習（週2回） 3. 地域間交流試合を通したコミュニティ形成（年20回以上） 4. 地域の運動公園や球場の清掃・美化活動（年3回） 5. 世代を超えた交流の場の創出（年3回） 6. 地域福祉への貢献（年2回） 高齢者施設や福祉施設にて、レクリエーションの場や健康増進体操や運動を支援する活動を行う。活動はボールやミット等の野球の備品を使って行い、対象者に合わせて都度提案する。各回数数名～十数名を対象に行い、活動先は平塚市社会福祉協議会ボランティアセンター、他に照会を行う。 7. 外国人サポートの為にスポーツ交流会（年1回） 平塚市内に住みながら言語の問題等で地域と交流機会が少ない外国人の方々と交流の機会を創出する為、スポーツ交流会を開催し、多様な平塚市民のコミュニティ形成に貢献する。参加者は数名～十数名を想定し、平塚市文化・交流課（交流親善担当）へ問い合わせる他、補助金を使用してポスターやチラシでイベントの宣伝を行い、参加者を募る。
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 体験会の実施（年2回） 4～6月、大神グラウンドにて20～30名を対象に開催。 2. 定期的な運動・練習（週2回） 3. 地域間交流試合を通したコミュニティ形成（年20回以上） 3～12月、大神グラウンド他にて行われる公式・非公式試合への参加。 4. 地域の運動公園や球場の清掃・美化活動（年3回） 6～9月、大田グラウンド・戸田グラウンドにて、草むしり、小石・ごみ拾いを実施。各回10名程度参加。 5. 世代を超えた交流の場の創出（年3回） 6～9月、スポーツ少年団や少年野球チームと野球交流戦を実施。 6. 地域福祉への貢献（年2回） 4～7月、高齢者施設や福祉施設先の選出～決定・支援活動内容企画。 7～8月、4～5名で支援先施設へ訪問、支援活動実施。 7. 外国人サポートのためのスポーツ交流会 8月、販促物の準備、配布・掲示場所の選定 9月～10月、宣伝活動 11月、大神グラウンドにて数名を対象に交流会実施。
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>野球という団体スポーツ活動の場を継続的に提供することにより、高齢者の心身の健康増進やフレイル予防、認知症予防に繋げることができる。さらに、人との交流や目標に向けた練習や試合を通して生き生きとした人生を送るきっかけができる。また、野球の交流試合や、福祉施設への訪問、外国人との交流等の取り組みを行うことで、市民の交流を活発にし、多様な平塚市民のコミュニティ醸成に貢献できる。そして、運動公園や球場の美化活動を続けることにより、地域住民がいつも気持ちよく利用できるようにすることができる。</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<p>県央リーグ神奈川県野球愛好会</p>

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

項 目	金額	具体的な内容（積算根拠等）		
補助金	100,000 円	平塚市市民活動推進補助金		
① 収入	30,000 円	団体会員年会費の一部を事業費に充当。		
	円			
	円			
	円			
収入合計	130,000 円	発展コース：対象経費 円× %＝ 補助金の申請限度額 円		
項 目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
② 支出	15,000 円	15,000 円	10,000 円	ポスター・チラシ作成費 (A3、500 枚) 15,000 円
	100,000 円	100,000 円	85,000 円	バット 1 本 25,000 円 T シャツ 10 枚 22,000 円、グローブ 3 個 45,000 円、ボール 1 ダース 8,000 円
	15,000 円	15,000 円	5,000 円	大神グラウンド 15,000 円
		円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
支出合計	130,000 円	130,000 円	100,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。

※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

マスターズ会則（案）

2023 年度総会配布資料

2023/12/14

（名称）

第1条 この会は「マスターズ (Masters)」(以下本会) と称する

（目的）

第2条 本会は生涯スポーツとして、野球を通じ健康と体力向上を図ると共に、会員相互の親睦を深める事を目的とする。

（活動）

第3条 1) 紳士的に、みんなで楽しむ生涯野球を目指し、会員個々の健康状態に応じて技術向上を意図として活動を行う。
2) 「刺激と変化」を得るため「神奈川県中高年齢者野球愛好会」(略称 愛好会) に加盟して活動する。

（会員の資格）

第4条 野球愛好者で、本会に賛同した58歳以上の方を持って会員とする。

（入会）

第5条 本会員に入会希望者は所定の入会届を代表に提出し、入会承認を得た後、原則翌月より、月額1,000円の会費を納入しなければならない。

（会員の喪失）

第6条 本会員は次の場合、会員資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出した時。
- 2) 試合及び練習時、チームの和を乱す言動を重ねた場合、役員会にて協議の上対処する事にする。
- 3) 会員が逝去された場合。

（役員）

第7条 本会員は、次の役員により構成する。

- 1) 代表 2) 監督 3) 還暦主将 4) 古希主将 5) G古希主将 6) ヘッドコーチ

7) マネージャー 8) 会計 9) 書記 10) スコアラー 11) 愛好会理事

（役員の任務） *各役員は、その責を担うものとする。尚兼務は妨げない

第8条 前条の役員は、それぞれ次の任務を行う。

- 1) 代表は、会の管理と運営を統括し、外部（愛好会等）との窓口を行う。
- 2) 監督は、本会の野球活動時の統制、指揮を行う。
- 3) 主将は、野球活動時、リーダーシップを発揮し監督を補佐する。
- 4) ヘッドコーチは、練習時、監督、主将、を補佐する。
- 5) マネージャーは、代表、監督を補佐する。
- 6) 会計は、会の収支を管理し必要に応じ会員、役員に報告する。
- 7) 書記は、各種資料の作成と代表からの特命を行う。
- 8) スコアラーは、試合時のスコアー及び年間記録を管理する。
- 9) 愛好会理事は、愛好会総会へ出席及び代表を補佐する。
- 10) 監督はヘッドコーチ・主将を指名し、役員会の承認を得る。又、活動計画遂行上必要なスタッフを若干名指名の上、役員会の承認を得る。（このスタッフは、必要に応じて役員会に出席できる。）

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とし再任は妨げない。

(役員選出)

第10条 役員会にて選出方法を検討し、総会にて決定する。

(会議)

第11条 総会は年1回開催、最高決議機関とし、議決は出席者の過半数を持って議決とする。又、必要に応じて臨時総会を開催出来る。

(会計)

第12条 会の経費は会費、臨時会費を持って充てる。

本会の活動及び会計年度は、12月1日～翌年11月30日とする。

会費は(月額1,000円)、前期分を11月に6,000円、

後期分を5月に6,000円、を納入する。

休会会員は、休会翌期月より、月額100円を納入しなければならない。

休会会員が復帰する場合、復帰翌月より月額1,000円を納入しなければならない。

(表彰)

第13条 総会時、年間表彰を行う。

年間表彰は10人程度で予算は30,000円以内とする。

付則

- 1) 本会則は、総会により改定する事が出来る。
- 2) 本会則に定めのない事項については、役員会に於いて協議の上決定する。
- 3) 本会の活動が基で7日以上入院した場合、お見舞い5,000円を会費から支出。
- 4) 死亡の場合、弔慰金10,000円を会費から支出。
- 5) 駐車料金補助について、公式試合(愛好会主催)参加者の場合、実費全額、交流試合参加の場合は、個人払いとする。
- 6) 審判手当について、公式戦(愛好会主催)の場合、主審は2,000円、墨審は1,000円とする。
- 7) 会員が途中で退会しても返金しない。休会も同様とする。
- 8) 会計監査は、一年毎に役員が指名する。
- 9) 会員が3ヶ月以上本会の活動を休む場合、休会届及び第12条の手続きを行わなければならない。
- 10) 練習生(会費免除)は入会を前提に認め、Max3ヶ月以内とする。
- 11) この会則は2023年度総会承認後から実施する。

2023年度収支決算書 (2022年12/1~2023年11/30)

収入の部

前年度繰越金	182,053
前期部費 (39名×6,000)	234,000
休部部費 (鈴木)	600
後期部費 (37名×6,000)	222,000
帽子代 (斉藤、小松、山口)	7,000
球場使用料返金、審判手当返金	14,000
寄附金 (鈴木)	3,600
15周年記念Tシャツ追加 (村上)	1,410
合計	664,663

支出の部


愛好会会費 還暦 35,000 古希 30,000 古希 12,000	77,000
總會景品代 (8名×3,000、1名×5,000)	29,000
總會、役員会弁当	33,086
事務費 (3名×5,000 1名×2,000)	17,000
スポーツ保険	22,320
部費返金 (斉藤 休部部費 600)	5,400
グラウンド使用料等	75,000
駐車場代	8,700
審判手当	66,000
コピー代 (インクカートリッジ、用紙含む)	19,984
ボール、帽子代5ヶ、ボールケース2ヶ	48,218
見舞金 (2名×5,000)	10,000
15周年記念Tシャツ	54,945
仮払金 (坂本扱い)	2,645
雑費 (交通費、雑材消耗品費、事務消耗品等)	19,621
合計	488,919

収支決算

収入 (664,663) - 支出 (488,919) = 175,744 (次年度繰越金)

2023年12月11日監査の結果、上記報告に相違ない事を確認しました。

2023年12月11日

会計監査 村上義男 

マスターズ2024 年度予算案

収入の部

前年度繰越金	175,744
部費（前期、後期）37名×12,000	444,000
合計	619,744

支出の部

愛好会会費（還暦、古希、G 古希）	77,000
スポーツ保険	25,000
グラウンド使用料等	80,000
審判手当	70,000
駐車場代	10,000
ボール、消耗品等	50,000
総会関係（景品代、弁当代等）	60,000
事務費	15,000
コピー代、事務消耗品等	20,000
雑費	20,000
合計	427,000

受付番号	入門コース3
受付月日	令和6年1月22日

年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) イッパンシャダンハウジン エフスタイルスポーツクラブ			
	一般社団法人 F-STYLE スポーツクラブ			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	古尾谷 将治			
④ 設立年月	2023年6月 (法人格取得年月 2023年6月)			
⑤ ホームページ	http://f-style-sportsclub.localinfo.jp/			
⑥ 設立目的・経緯	<p>一般社団法人 F-STYLE スポーツクラブは、「スポーツを通じた人づくり・地域づくり」を基本理念(目的)として、この基本理念の下に、3つの目標(①子ども達の間力を育むこと、②新たなコミュニティ(居場所)を創ること、③共生社会の実現に寄与すること)を掲げて事業を展開している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年に、任意団体としてサッカースクール事業を開始。 ・2021年よりパラスポーツの中でも誰もがコミュニケーションをとりながら楽しめる「ボッチャ」の普及体験会を開始。 ・2022年より共生社会の実現を目指し、ボッチャスクール事業を開始。 ・昨年度は法人設立を機に、近隣市町村でのスポーツ普及へと活動地域を拡大。 <p>団体設立の社会的背景や目的・経緯を記入してください。</p>			
⑦ 活動の概要・実績	<p>○ボッチャスクール活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間：2022年5月～/月1～2回頻度から開始、徐々に回数を増加 2023年4月～/月8回実施 ・対象：障がいの有無を問わず、幼児～高齢者、初心者～トップアスリート。 ・内容：各個人の個性(障がい特性、発育発達レベル、ライフステージ等)に合わせたボッチャ指導を行い、健康増進、地域のコミュニティ創りを担う。 ・日時：通年 平日/18～21時、土日祝/9～12時・13～16時 ・場所：旭北・旭南・吉沢公民館、ひらつかサン・ライフアリーナ等 ・受益対象者：利用会員及び体験会参加者→各回約5～15人(バラつき有) ・その他取組：地域の催事等での体験会の実施、教育機関等で授業等の実施。 <p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	なし			
⑨ 年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	なし			

⑩ 会員数	個人 = 40 人 (うち平塚市民 35 人) 団体 = _____ 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	※活動体制は、個人情報のため非公開としています。		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	ボッチャスクール活動事業
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください。) 入門コース ・ 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 10万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>当スポーツクラブでは、基本理念の下に3つの目標を設定して事業を展開しているが、少子高齢化や個人の孤立化の進展、共生社会の実現が求められている状況の中で、障がいの有無に関わらず、誰もが楽しめ、共生社会を映し出すスポーツとして捉えられている「ボッチャ」を活用して、当スポーツクラブの3つの目標、とりわけ「共生社会の実現への寄与」の具現化を図ることを主な目的としている。</p> <p>また、ボッチャは小さな子どもから高齢の方まで取り組める「生涯スポーツ」としての側面があり、地域住民の健康増進に寄与できるものと考えている。</p> <p>一方、ボッチャの普及に伴い、学校や行政イベント等にてボッチャを経験したことがある方は増えているが、継続して練習できる場所がなかったり、障がいを持たれた方の会員数増加に伴い、障がい特性に合った競技用具が不足している実情がある。行政で貸出可能なボールを使用したがるが、障がい重度な方には使用が困難な場合もある。これらのことから、誰もがボッチャを楽しめる環境整備が急務と考えている。</p>
「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>事業内容は、定例的にボッチャスクールを開講し、継続したスポーツへの参加の機会を提供するもの。</p> <p>○対象：障がいの有無を問わず、幼児～高齢者、初心者～トップアスリート</p> <p>○内容：ボッチャスクールにおいて、各個人の個性(障がい特性、発育発達レベル、ライフステージ等)に合わせたボッチャ指導を行い、ボッチャを通じた健康増進、地域のコミュニティ創りを担うと共に、クラブチームとして地域の大会へ参加。保険対応については、スポーツ保険に加入して対応。</p> <p>○特徴</p> <p>(1)平塚市を中心とする地域(エリア)においては、ボッチャスクールを開講している団体は他にはなく、本地域では初の試みである。</p> <p>(2)当スポーツクラブ・事業の強みとして、当事業の従事者にはパラスポーツをサポートできる「人」(スタッフ・指導者)が在籍している点がある。</p> <p>①資格を持った専門スタッフが在籍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資格(理学療法士)、指導者資格(パラスポーツ指導員) ・スポーツ系資格(パラスポーツトレーナー、スポーツメンタルトレーナー) <p>②障がい者サポート経験や、大会帯同経験が豊富なスタッフが在籍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児の保護者がスタッフとして活動 ・国内外のボッチャ大会への帯同経験のあるスタッフが活動 <p>(3)ボッチャは原則室内で行うスポーツのため、計画通りに実施できる。</p> <p>(4)平塚市でもボッチャに関連するイベントが開催されており、将来的にはそれらの行政の事業(取組)との協働も視野に入れて取り組んでいく。</p> <p>○普及活動・参加促進</p> <p>地域のお祭りや催事での体験会の実施、各公民館等ボッチャスクール開講会場でのチラシの配布により、ボッチャへの理解を含め、参加促進のための取組を行う。</p>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>ボッチャスクール活動事業</p> <p>○実施日時：通年(月8回程度)／平日：18～21時 土日祝：9～12時・13～16時</p> <p>○場所：旭北旭南、吉沢公民館、ひらつかサン・ライフアリーナ 等</p> <p>○従事者人員：各回3人程度</p> <p>○受益対象者：利用会員及び体験会参加者 各回上限15人 会員数(2024.1現在)22人</p> <p>○内訳</p> <p>吉沢公民館／月3回、旭南公民館／月2～3回、旭北公民館／月1～2回、ひらつかサンライフアリーナ／月2～3回、平塚支援学校／月1～2回 合計／月8～10回・参加人数各回5～15人</p> <p>随時地域で開催されるイベント等へ参加し、体験会等を開催する。</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象(受益者や地域)にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>受講者に関しては、社会において大切な要素である仲間とのコミュニケーションや協調性、相手への敬意などについて、ボッチャから学ぶことができる。特に、受講者が子どもの場合、人間力が養われるものと考えられる。</p> <p>ボッチャを通じたコミュニケーションにより、健常者と障がい者が当たり前の存在として関わる機会が生まれ、健常者と障がい者の新たなコミュニティ(交流の場)の創出に繋がると共に、共生社会の実現に向けた一歩になる。</p> <p>地域社会に関しては、本事業に取り組むことで、次の効果が期待できる。</p> <p>①私達が暮らす地域(エリア)が持続可能な地域として存続が可能となる。</p> <p>②新たな人間関係の創出と新たなコミュニティ(居場所)の創出に繋がる。</p> <p>③共生社会の実現に繋がる。</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認

項目		金額	具体的な内容（積算根拠等）		
①	補助金	100,000 円	平塚市市民活動推進補助金		
	ポッチャスクール収入 （年会費）	312,000 円	会員数 30 人	@12,000（介助者なし）×14 人	@18,000（介助者あり）×8 人（介助者入れて 16 人）
	ポッチャスクール収入 （参加費）	528,000 円	@2,000（参加費月平均：月 2 回参加）×22 人×12 月		
	スポンサー収入（共通）	385,000 円	@330,000×2 社 @110,000×1 社×1/2（サッカー事業と共通のため 1/2）		
	収入合計	1,325,000 円	発展コース：対象経費 円 × % = 円 補助金の申請限度額 円		
②	事業費		うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
	ポッチャスクール備品	350,000 円	350,000 円	100,000 円	ポッチャボール (@163,900×1 セット)、ランプ (@106,700×1 台)、養生テープ (@660×100 本：1 本/回 使用・年間スクール約 100 回)、ビニールテープ (@72×200 本：2 本/回 使用・年間スクール約 100 回)
	ポッチャスクール経費	360,000 円	0 円	0 円	会場移動交通費 @700×4 名×10 日稼働×12 月 会場賃料 @2,000×12 月（平塚支援学校、ひらつかサン・ライフアリーナ）
	会計・労務等経費（共通）	330,000 円	0 円	0 円	会計・税務・労務委託費用 55,000×12 月 （サッカー事業と共通のため 1/2）
	ボランティア経費	210,000 円	0 円	0 円	ボランティア謝礼 @700×5 名×5 日×12 月
	法人税等	75,000 円	0 円	0 円	法人市民税・県民税等
	支出合計	1,325,000 円	350,000 円	100,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

一般社団法人F・STYLEスポーツクラブ 定款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人F・STYLEスポーツクラブと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、地域社会におけるスポーツ活動の振興に寄与することを目的とし、その目的に賛するため、次の事業を行う。

- (1) ボッチャクラブ運営に関する事業
- (2) サッカークラブ運営に関する事業
- (3) インクルーシブフットボールスクールの運営に関する事業
- (4) ボッチャ、インクルーシブフットボールに係る講演会の委託及び普及に関する事業
- (5) ボッチャ、サッカー、インクルーシブフットボールに関する運動用具の販売及び貸貸
- (6) スポーツ選手育成に関する事業
- (7) スポーツ指導者育成に関する事業
- (8) スポーツ大会の企画・運営に関する事業
- (9) 一般乗用旅客自動車運送事業
- (10) 特定旅客自動車運送事業
- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- (12) 前各号に附帯関連する一切の業務

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(社 員)

第5条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

(人 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社申込をし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

② 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名譽を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正當な事由あるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になつたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会費の納入を6か月以上滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(6) 総社員の同意があつたとき。

第3章 社員総会

(招 集)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

② 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定められた順位により他の理事がこれを招集する。

③ 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、前面であることを要しない。

(議 長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定められた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名捺印して10年間当法人の専たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第16条 当法人の理事の員数は、3名以上とする。

② 理事のうち1名を代表理事とする

(理事の選任)

第17条 当法人の理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

② 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の選任の方法)

第18条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の過半数の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の過半数の過半数をもって行う。

(代表理事)

第19条 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の任期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに因する定時社員総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に選任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

② 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(理事の解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けけるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(剰余金の分配の禁止)

第26条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(剰余財産の帰属)

第27条 当法人が清算をする場合において有する剰余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

同一の情報の提供

提供の日時：2023年6月19日

公証人：門野坂修一

所属法務局：横浜法務局

公証役場：平塚公証役場

平塚市代官町9番26号

請求対象の登録管理番号：

23-022400802000758

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の認証日：2023年6月19日

請求対象の処理公証人：022400080008門野坂修一

所属法務局：横浜法務局

公証役場：平塚公証役場

平塚市代官町9番26号

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

(設立時の役員)

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 古尾谷将治 (神奈川県平塚市鶴601番地の3)

設立時理事 長岡茂 (神奈川県平塚市中里49番1号)

グリーンングラスD社

設立時理事 佐藤由勝 (神奈川県平塚市公所487番地の4)

設立時代表理事 古尾谷将治

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名 住所

古尾谷将治 神奈川県平塚市鶴601番地の3

古尾谷香苗 神奈川県平塚市鶴601番地の3

長岡茂 神奈川県平塚市中里49番1号グリーンングラスD社

佐藤由勝 神奈川県平塚市公所487番地の4

(定款に定めのない事項)

第31条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人F・S・T・Y・L・E・Sポーツクラブ 設立のため、設立時社員古尾谷将治 外3名の定款作成代理人である司法書士法人白井事務所 社員 白井将太は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年6月14日

社員 古尾谷将治
社員 古尾谷香苗
社員 長岡茂
社員 佐藤由勝



上記発起人の定款作成代理人
神奈川県平塚市明石町1番25号
司法書士法人白井事務所
社員 白井将太

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、一般社団法人 F-STYLE スポーツクラブと称する。
(英訳表記 F-STYLE SPORTS CLUB)

(事務所)

第2条 本組織は、主たる事務所を平塚市に置く。

(目的)

第3条 本組織は、子供から大人まで、健常者だけでなく障がいを持たれた方までも、分け隔てなくスポーツ活動が出来る場を提供し、スポーツを通じて地域コミュニティとして地域活動に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) サッカースクール事業
 - ・月4回程度の練習会の実施
 - ・クラブチーム主催での大会開催
- (2) インクルーシブサッカースクール事業
 - ・定期的な体験会・練習会開催
- (3) ポッチャスクール事業
 - ・週1〜2回程度の練習会の実施
 - ・選手、スタッフ（コーチ、審判、トレーナー、アシスタント等）の発掘および育成
 - ・体験会等による競技の普及振興及び地域貢献
 - ・各種ポッチャ大会への参加、クラブチーム主催での大会開催
 - ・その他、目的を達成するために必要な活動

※ただし、社会情勢やその他事業実施ができない事由が発生した場合はその限りではない

(会員)

第5条 本組織の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本組織の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、本組織の事業を賛助するために入会した者及び団体とする。
- (3) 会員の年齢制限は設けない。

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者（18歳以下の場合については保護者の同意が必要）は、所定の入会申込書を代表に提出し、代表の承認を得るものとする。

(経費)

第7条 本組織の運営経費は会費および協賛金、寄付金、助成金によりまかなう。

(会費)

第8条 会員は、定められた会費および参加費を納入しなければならない。

- (1) 会費、参加費については別紙にて定める。
- (2) 下記の場合にはそれぞれ追加で会費と一併に徴収するものとする。
 - ・本クラブの会員として各都道府県ポッチャ協会に登録を希望する者：1,000円/年
 - ・本クラブの会員として日本ポッチャ協会に登録を希望する者：3,000円/年（初回は登録料 2,000円も追加が必要となる。）
- (3) 定期開催以外でのスクール事業での参加費については、その都度協議をおこなう。
- (4) 賛助会員については、別紙にて定める。
- (5) 各種大会への参加、共通で使用する用具の購入があった場合など、別途費用が発生する事を会員に告知する。

(会員の権利)

第9条 会員は、本規約及び会員総別の性質に従い、以下の補助を受けることができる。

- 1. ポッチャスクール事業正会員
 - (1) 本組織のチームとして各種大会へ出場される場合
 - ・ユニフォームの贈呈
 - ・試合前の特別練習会への参加
 - (2) 資格取得（指導者、審判等）のための研修会等へ参加される場合
 - ・資格取得にかかる研修費用の1/2を補助する
 - ・ただし、資格取得から最低3年間会員として活動していただけた方に限る

(会員資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。ただし、既に納入済の会費の返金は行わない。

- (1) 本人が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 会費が1年以上納入されていないとき。
- (3) 除名されたとき。

(役員)

第16条 本組織は、次の役員を置く。

- 理事長 1名
 - 副理事長 1名
 - 監査役 1名
- 役員は任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第17条 理事長は、本組織を代表し、その業務を統括する。
副理事長は、理事長を補佐し、これに専故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。
監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。
(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられぬと認められるとき。
(2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第19条 本組織の総会は、正会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。賛助会員は傍聴し意見を述べることができるが、決議権をもたない。
総会は、以下の事項について決議する。

- (1) 会則、事業等の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

※総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。
総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。

(総会の議決)

第20条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(退会)

第11条 会員は、定められた退会申請書を代表に提出することで、任意に退会することができる。ただし、既に納入済みの会費の返金は行わない。

(休会)

第12条 会員は、定められた休会申請書を代表に提出することで、任意に休会することができる。ただし、既に納入済みの会費の返金は行わない。休会期間は最大3ヶ月とし、期間を超過した場合は自動的に復会となる(怪我などの理由で休会の必要性を認めた場合を除く)。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 事業内で営利行為を行ったとき。
- (3) 本組織の目的遂行に非協力的であるとき。
- (4) 本組織の信用を著しく害する、または品位を損なったとき。
- (5) 事業内での政治活動及び宗教活動がみられたとき。
- (6) 法令で禁止されている行為および第三者の権利を侵害する行為がみられたとき。
- (7) 特定の思想、信条、国籍、人種や団体等に対する差別、排斥またはこれを助長する行為がみられたとき。
- (8) 本組織運営スタッフおよび他会員、練習会等の参加者に対する迷惑行為が見られたとき。
- (9) その他、本組織の趣旨に反し、運営スタッフによる協議の上、不適格と認められたとき。
- (10) 本組織の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

※前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならぬ。

(保険加入)

第14条 本組織主催の練習会や大会等開催時には参加者全員スポーツ安全保険、またはレクリエーション傷害保険等(以下、保険という)に加入するものとする。保険加入にかかる保険料についてはクラブ負担とする。

(事故等の対応)

第15条 本組織主催の練習会等において事故等が発生しない様、細心の注意を払って活動を行うものとする。万が一事故が生じた場合、可能な応急処置は行うが、補償は前条の保険範囲内で行うものとし、運営スタッフ、会員および本組織に責任を追求しないものとする。

会費規定

(1) サッカースクール専業

700 円/回

(2) インクルーシブサッカースクール専業

700 円/回

(3) ポッチャスクール専業

本組織の運営、各種活動のため、毎年度の初めに会費を徴収する。年度の途中から会費が発生する場合は、年会費を月会費に換算し年度終了までの残月分を徴収する。

年・月会費	年会費	月会費
会員	12,000 円	1,000 円
プレーヤー	18,000 円	1,500 円
プレーヤー+介助者 (RO)		

参加費	初級コース	上級コース
会員 (介助者 1 名まで無料)	500 円/回	1,500 円/回
非会員 (介助者 1 名まで無料)	1,500 円/回	2,500 円/回

※介助者 2 名以上の場合、1 名につき 500 円追加

(総会での議決権等)

第21条 各正会員の議決権は平等なものとする。

(1) やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。

(2) 前項の規定により議決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。

(3) 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成する。

(理事会)

第23条 理事会は理事をもって構成する。ただし、監査役を除く。

理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第24条 理事長は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第25条 本組織の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事務局)

第26条 本組織の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第27条 この規約に定めのない事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(変更)

第28条 この規約は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この会則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

収支予算書

令和5年(2024年)6月20日～令和6年(2024年)3月31日

(単位：円)

科 目	令和5年度予算	令和6年度予算	増 減
I 事業活動収支の部			
1.事業活動収入			
年会費収入	175,000	312,000	137,000
月謝・参加費収入	468,000	729,600	261,600
スポンサー収入	440,000	770,000	330,000
主催大会収入	0	200,000	200,000
助成金・寄附金収入	0	200,000	200,000
事業活動収入計	1,083,000	2,211,600	1,128,600
2.事業活動支出			
グランド賃借料支出	140,000	188,000	48,000
事務所賃貸料支出	0	0	0
事務所諸費支出	0	0	0
役員報酬支出	0	0	0
給与手当支出	0	0	0
ボランティア支出	175,000	210,000	35,000
旅費交通費支出	320,000	451,200	131,200
支払手数料支出	0	0	0
顧問料支出	110,000	660,000	550,000
合宿支出	0	0	0
主催大会支出	0	200,000	200,000
消耗品購入支出	205,000	363,900	158,900
租税公課・法人税支出	120,000	125,000	5,000
事業活動支出計	1,070,000	2,198,100	1,128,100
事業活動収支差額	13,000	13,500	500
II 投資活動収支の部			
1.投資活動収入			
有価証券売却収入	0	0	0
固定資産売却収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
2.投資活動支出			
車両購入支出	0	0	0
什器備品購入支出	0	0	0
保証金等支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1.財務活動収入			
借入金収入	0	0	0
その他財務活動収入	0	0	0
財務活動収入計	0	0	0
2.財務活動支出			
借入金返済支出	0	0	0
その他財務活動支出	0	0	0
財務活動支出計	0	0	0
財務活動支出差額	0	0	0
当期収支差額	13,000	13,500	500
前期繰越収支差額	0	13,000	13,000
次期繰越収支差額	13,000	26,500	13,500

受付番号	入門コース4
受付月日	令和6年1月23日

令和6年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) ヒラツカシテヲツナグイクセイカイ			
	平塚市手をつなぐ育成会			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	鈴木亜紀子			
④ 設立年月	昭和32年 4月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	http://info@h-tewotunagu.org			
⑥ 設立目的・経緯	三人の知的に障がいのある子の母親たちが「わが子にも教育を」「わが子にも人権と幸せを」と願って『精神薄弱児育成会』（別称「手をつなぐ親の会」）を立ち上げ悲しみを克服しこの子らのために新しい未来を切り開きたいという願いから「ともに手をつなぎ合いわが子に幸せを」と会の結成を全国各地で呼び掛けたのが始まりました。平塚市手をつなぐ育成会は昭和30年に親の会発足に向けての準備を開始し、特殊学級（当時の名称）の要望運動を行い、昭和32年に設立総会を行い令和6年で68回を迎えます。			
⑦ 活動の概要・実績	<p>過去2年程度の主な活動の内容・対象者・実施時期などを分かりやすく記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆拠点活動（誰もが集える場所として拠点を外部に開放しリサイクル品等の販売 平成18年～第1・第3月曜 毎週水曜 第3土曜を一般開放）令和4年は七夕イベント・クリスマスイベント、本人対象拠点へ行こう会開催 ☆広報活動（年3回会報育成会かわら版各1800部発行 主な配布先は特別支援学級在籍保護者・特別支援学校・福祉事業所・民生委員・県市の関連部署・研修会参加者） ☆研修会（令和4年障がい児の口腔歯科研修会・令和5年障害基礎年金学習会 神奈川県手をつなぐ育成会湘南西部ブロック共同開催） ☆行政機関等への参画（県・市・社協の審議会・協議会の委員委嘱や講師） ☆製作活動（拠点・福祉ショップありがとうショップ・西部福祉会館ショップ・各イベントにて手作り品を販売し活動資金に充当） ☆要望活動 国・県・市等への要望書を毎年提出 ☆お知らせ毎月発行（会員・賛助会員向け）☆役員会 毎月1回 ☆啓発活動 障害者週間 毎年11月に啓発ポスター・パンフレット展示 			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	日揮	令和3・4・5年	100,000円	拠点運営に係る経費 3年30万円（3年で終了）
	平塚市社協	毎年	36,000円	運営に係る経費
	市障がい福祉課補助金	毎年	142,000円	企画・活動・広報・消耗品・通信・印刷の費用の一部
⑨ 2024年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	平塚市社協	5月	36,000円	運営に係る経費
市障がい福祉課補助金	5月	142,000円	企画費・活動費・広報費・消耗品・通信費・印刷費の一部	

⑩ 会員数	個人 = 46 人 (うち平塚市民 45 人) 団体 = 0 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	<p>※活動体制は、個人情報のため非公開としています。</p> <p>活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。</p>		

2 補助申請の内容

① 事業名	総合公園かざぐるまレストラン内「ともいきスペース」事業
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください) <input checked="" type="radio"/> 入門コース ・ <input type="radio"/> 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 10万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的	<p>①10年前よりインクルーシブ遊具について要望してきましたが昨年3月総合公園内に「みんなの広場」が完成しました。意見交換にも毎回参画しましたが、会員の中に乳幼児を持つ若い保護者がいません。育成会として「みんなの広場」ができて私たちの声が届いて終わりではなく、何か繋がりを持てる場所が必要でした。令和5年3月をもって今の活動拠点を閉じますが令和4年度実績でのべ1468名の来所者があり、今後も育成会の会活動を紹介できる場所を必要としています。また若い世代の会員が増えることで全世代の声を行政に届けられることを目的としています。</p> <p>②自分たちの経験から乳幼児の時は知的障害という判断はつかないまま育児をしています。生まれてすぐ障がいが見つかった場合でもそうでない場合も知的や発達障害等を持つお子さんの保護者は他のお子さんとは比べてすべてが遅れている、ちょっと変わってる？と悩んでいる初期段階でした。「みんなの広場」を利用する保護者もそのような方が多いのではないかと思います。育成会として経験したからこそ保護者の気持ちに寄り添えたらと考えます。</p> <p>③お子さんの気持ちの安定につながることを私たちは成功や失敗を繰り返しながらも多くの家族から学んできました。親子が笑顔で過ごせるためには保護者や周囲が子どものありのままを受容し理解を深めることが大切です。「みんなの広場」があり、障がい者が働く福祉事業所であるかざぐるまレストラン内のスペースでともいきスペース事業を行うことは育成会会員だけでなく障がいのある親子にとっても情報交換・交流の場として必要であると考えています。</p>
---------	--

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>①障がいのあるお子さんや保護者が居場所として利用できる取り組み ②育成会活動への理解を広げる取り組み ③保護者の悩みなどを聞いたり相談窓口としての取り組み ④障がい等についての情報交換や啓発のための取り組み</p> <p>インクルーシブ広場・公園は広がりつつあるが、障がいについて情報発信・啓発啓蒙を同じ場所で行っている場所はなかなかないのではないかと思います。公園全体がインクルーシブ公園になるための役割になるのではないかと考えます。</p>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>平塚市から3年契約で業務委託を受けている特定非営利法人平塚4H様が総合公園内で福祉ショップ「レストランかざぐるま」を運営されており、業務委託契約の期間で敷地内の空きスペースを利用し、「ともいきスペース事業」を実施します。</p> <p>令和6年3月に備品を購入し設置 令和6年4月～ かざぐるまレストランの営業時間内に事業を開始</p> <p>①居場所としての取り組み 絵本・情報誌20冊や知育玩具・ゲーム5点を購入 経験から知的障がいの子どもたちが気に入っていた絵本や玩具を購入し紹介子どもの療育や心の安定に役立てるような取り組み 会員たちが参考になった本や癒された絵本を購入し、保護者や支援者が障がいについて理解を深められる取り組み</p> <p>②育成会活動の理解を広げるとしての取り組み 手作り品を販売したり、育成会活動スケジュールをお知らせするボード小を購入</p> <p>③相談 会員用の椅子と利用者用のソファカバーを購入 ゆったり座ってお話をしたり本を読んだりできるために利用</p> <p>④情報交換や啓発のため育成会や他障害団体等の活動紹介や参加可能な研修会・イベント等を案内するためのボード大を購入</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>障がい児者とその家族が安心できる場所・繋がれる場所となることを期待しています。</p> <p>育成会の活動の周知することで会に興味を持ち会員や支援者を増やす効果がある</p> <p>育成会は平塚市だけでなく上部組織である神奈川県との会議にも参画している。育成会としては総合公園にあることで市内だけでなく県内多数の障がい者家族の声を聴いて行政等への会議へ参画することが期待できる</p> <p>この事業が「みんなの広場」と福祉ショップとの導線を作り、障がいへの理解を更に深める効果があると期待している</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<p>特定非営利法人平塚4H</p>

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

事務局記入欄 発展コース補助割合確認

項目	金額	具体的な内容（積算根拠等）		
① 収入				
補助金	100,000 円	平塚市市民活動推進補助金（補助金がない場合は福祉ショップでの売り上げ等で少しずつ充当予定）		
会費	10,000 円	会員 46 名の年会費と福祉ショップの売り上げより一部を充当		
	円			
	円			
	円			
収入合計	110,000 円	発展コース：対象経費 円 × % = 円 補助金の申請限度額 円		
② 支出				
項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）
消耗品費	50,000 円	50,000 円	50,000 円	本や玩具が置ける程度のテーブル 22,000 円・椅子 1 脚 10,000 円・看板材料費 5,000 円・ボード大 8,000 円・ボード小 1,000 円・防水用ソファーカーバー 4,000 円・
図書費	50,000 円	50,000 円	50,000 円	子ども用絵本 10 冊 情報誌・障害に関する本 10 冊 合計 33,000 円 知育玩具・知育ゲーム 5 点 合計 17,000 円
光熱水費	10,000 円	10,000 円	0 円	敷地内の照明器具 2 台分の電気料金 10,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
支出合計	110,000 円	110,000 円	100,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

平塚市手をつなぐ育成会会則

名 称

第1条 本会は「平塚市手をつなぐ育成会」と称し事務所を会長宅に置く。

目 的

第2条 本会は知的障害児・者が地域社会の中で「完全参加と平等」を推進し、その諸対策を実践することを目的とする。

事 業

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 教育機関との協力連携
- 2) 知的障害児・者の生活を保障するための運動
- 3) 一般市民の理解を深める啓蒙運動
- 4) 会員研修
- 5) 障害者地域作業所の設置、及び支援
- 6) 相談室の運営
- 7) 本人活動支援
- 8) ガイドヘルプ事業
- 9) その他必要な事業

会 員・組 織

第4条 本会の会員は次の通りとする。

- 1) 正会員 知的障害児・者の家族と本人、及び協力者
- 2) 賛助会員 本会に協力される方

第5条 本会は神奈川県手をつなぐ育成会平塚支部とする。

第6条 本会に委員会、部会などを置く。

役 員

第7条 本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 書記2名 会計2名

委員長、部長及び委員、部員若干名

会長以外の役員数について、その年度による事業遂行のための増減は役員会の承認を以って認めるものとする。

役員の任期は1年とし、再選を妨げない。

補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 本会に名誉会長及び顧問をおくことができ、役員会が委嘱する。

第9条 役員は次のいずれかの方法により選出し、総会において承認する。

1. 会員からの立候補により
2. 全会員の投票により
3. 前年度の役員会の推薦により
4. 推薦委員の指名推薦により

第10条 会計監査は役員を除く会員の中から2名を選出し総会で承認する。

第11条 会長は会務を総括し、本会を代表する。

第12条 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第13条 書記は議事の記録、集会の通知、その他の事務を担当する。

第14条 会計は金銭の収支を正確に記載保管し、必要に応じて収支を報告し、総会で決算報告をする。

第15条 会計監査は会計事務の監査に当たる。

第16条 役員は役員会を組織して会の運営に当たる。

- 第17条 役員会の任務は次の通りとする。
- 1) 総会提出案の作成
 - 2) 総会の議決事項の執行
 - 3) 特別委員会の設置
 - 4) その他必要な事項の執行については、次期総会で承認を得る。

会 議

- 第18条 委員会、部会などの規則は細則による。
- 第19条 総会は定期総会及び臨時総会とし、定期総会は年1回、事業年度終了後速やかに開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。
- 第20条 総会は次の事項を討議する。
- 1) 前年度の事業報告
 - 2) 前年度の決算報告と承認
 - 3) 本年度事業計画及び予算の審議
 - 4) 役員を選出と承認
 - 5) 会則の改廃
 - 6) その他必要な事項
- 第21条 総会の成立は、委任状を含む会員の2/3以上の出席をもって成立する。
- 第22条 総会の決議は出席者の過半数の同意による。

会 計

- 第23条 本会の経費は会費、補助金、事業収入、及び寄付金とする。
- 第24条 本会の資産は会の目的以外には支出または使用してはならない。
- 第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

付 則

1. 本会の運営に必要な細則は役員会で決める。
2. 本会則は昭和32年4月20日より実施する。
 - 昭和35年7月25日 一部改正
 - 昭和56年5月10日 一部改正
 - 昭和58年7月16日 一部改正
 - 平成 5年5月21日 一部改正
 - 平成 7年4月28日 一部改正
 - 平成 8年4月26日 一部改正
 - 平成11年4月17日 一部改正
 - 平成15年4月24日 一部改正
 - 平成17年4月28日 一部改正

細 則

1. 委員会・部会の規定
 - 1) 必要に応じて委員会・部会などを置く。
 - 2) 委員長、部長は役員の互選により分担し、部員は役員が委嘱する。
2. 支援・事業の運営に関する規定
本人活動支援、家族支援事業（ガイドヘルプ事業より移行）の運営は別に定める。
3. 会費の規定
 - 1) 正会員の会費は月額400円とし、年4,800円を全額または半額づつ納入する。
ただし、障がい者本人の場合は、月額100円とし、年1,200円とする。
 - 2) 賛助会員は、年一口1,000円以上とし、一口以上とする。
4. 拠点維持協年会費は、金額を定めず随時。

付 則

1. この細則は、平成11年4月17日より実施する。
平成28年4月7日 一部改正 3 会費の規定を変更
障がい者本人会費の金額変更
令和4年4月25日 一部改正 4 拠点協力維持会費 口数を削除
5 会計の規定（慶弔費）を削除

第2号議案

令和4年度 本会計収支決算報告

令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

平塚市手をつなぐ育成会

(単位:円)

収入の部

区 分	科 目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	増 減	備 考
補助金	市 補 助 金	142,500	142,500	0	平塚市
	社 協 補 助 金	36,000	36,000	0	社会福祉協議会
助成金	夏季レクリエーション				
	社会福祉活動支援	0	100,000	100,000	(公財)日揮社会福祉財団様
会 費	会 費	228,000	214,800	△13200	4800*44名 1200*3名
	賛 助 会 費	28,000	27,000	△1000	20名
	拠点維持協力費	220,000	218,570	△1430	拠点使用料も含む
	臨 時 会 費	5,000	0	△5000	
雑収入	物 品 販 売	362,000	378,275	16,275	お茶108000円・麺86900円・手作り157545円
					リサイクル25830円
	寄 付 金	0	0	0	
	組 織 強 化 費	50,000	50,000	0	平障連
	誌 代 購 読 料	113,100	113,200	100	「手をつなぐ」29冊 わたしのノート1冊
	雑 収 入	5,000	5,000	0	やまゆりサポート事務手数料、福祉会館まつり展示補助
繰入金	繰 入 金	360,000	235,000	△125000	積立金繰り入れ
繰越金	繰 越 金	44,744	44,744	0	
合計		1,594,344	1,565,089	△29255	

支出の部

(単位:円)

区 分	科 目	令和4年度 予算額	令和4年度 決算額	増 減	備 考
事業費	負 担 金	117,800	106,400	△11400	県育成会96800円 社協3000円 平障連6600円
	企 画 費	35,000	20,317	14683	七夕、クリスマス、親睦会(市補助金充当)
	拠 点 維 持 費	850,000	845,039	△4961	家賃・光熱水費・電話料・拠点当番活動費
	活 動 費	100,000	99,600	△400	活動費(市補助金充当)
	物 品 販 売 経 費	260,000	279,672	19,672	麺仕入れ66850円、お茶仕入れ92600円
					手作り支払い102285円、材料代17937円
	広 報 費	30,000	21,322	△8678	かわら版発行(市補助金充当)
旅 費	0	0	0		
事務費	渉 外 費	8,000	3,250	△4750	筐、駐車場御礼等
	消 耗 品 費	53,200	21,958	△31242	事務用品、コロナ対策衛生品他(市補助金充当)
	通 信 費	12,000	4,058	△7942	かわら版、お知らせ等郵送(市補助金充当)
	印 刷 代	10,000	6,320	△3680	カラー印刷代他(市補助金充当)
	誌 代	113,000	113,000	0	「手をつなぐ」29冊
	雑 費	1,500	958	△542	振込手数料(誌代、負担金など)
予備費	予 備 費	3,844	0	△3844	
	次 期 繰 越 金		43,195	43,195	現金16435 ゆうちょ銀行9013 横浜銀行17747
	合 計	1,594,344	1,565,089	△29255	

第4号議案

令和5年度 本会計収支予算書 (案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

平塚市手をつなぐ育成会

(単位:円)

収入の部

区分	科目	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	増減	備考
補助金	市補助金	142,500	142,500	0	平塚市
	社協補助金	36,000	36,000	0	社会福祉協議会
助成金	夏季レクリエーション				
	社会福祉活動支援	100,000		△100000	
会費	会費	214,800	210,000	△4800	4,800*43名 本人1200*3名
	賛助会費	27,000	28,000	1000	
	拠点維持協力費	218,570	300,000	81,430	拠点使用料を含む
	臨時会費	0	5,000	5,000	研修会、座談会など
雑収入	物品販売	378,275	400,000	21,725	お茶・麺、手作り品、リサイクル品、イベント
	寄付金	0	0	0	
	組織強化費	50,000	0	△50000	平障連(本年度は支給なし)
	誌代購読料	113,200	101,400	△11800	「手をつなぐ」3900*26冊
	雑収入	5,000	5,000	0	やまゆりサポート事務手数料他
繰入金	繰入金	235,000	335,000	0	積立金繰り入れ
繰越金	前年度繰越金	44,744	43,195	△1549	
	合計	1,565,089	1,606,095	41,006	

(単位:円)

支出の部

区分	科目	令和4年度 決算額	令和5年度 予算額	増減	備考
事業費	負担金	106,400	104,200	△2200	県育成会、社会福祉協議会、平障連
	企画費	20,317	30,000	9,683	季節行事開放、勉強会他(市補助金充当)
	拠点維持費	845,039	907,300	62,261	家賃、光熱水費、電話料、拠点当番、更新料、保険
	活動費	99,600	103,000	3,400	活動費・交通費(市補助金充当)
	物品販売経費	279,672	290,000	10,328	お茶・麺仕入、手作り材料代、イベント販売仕入
	広報費	21,322	25,000	3,678	かわら版、インターネット更新料(市補助金充当)
	旅費	0	0		
	渉外費	3,250	3,500	250	駐車場御礼等
	消耗品費	21,958	21,000	△958	事務用品他(市補助金充当)
	通信費	4,058	7,000	2,942	かわら版、お知らせ郵送料(市補助金充当)
	印刷費	6,320	10,000	3,680	総会資料・啓発ポスター印刷代他(市補助金充当)
	誌代	113,000	101,400	△11600	「手をつなぐ」3900*26冊他
	雑費	958	1,000	42	振込手数料(誌代、負担金など)
予備費	予備費	0	2,695	2,695	
繰越金	次期繰越金	43,195		△43195	
	合計	1,565,089	1,606,095	41,006	

受付番号	入門コース5
受付月日	令和6年1月23日

年度 平塚市市民活動推進補助金事業企画書（入門・発展コース）

1 申請団体概要

① 団体名	(フリガナ) キジマチクチイキカツドウスイシンカイギ			
	城島地区地域活動推進会議			
② 所在地	平塚市			
③ 代表者名	清田 一美			
④ 設立年月	2018年 6月 (法人格取得年月 年 月)			
⑤ ホームページ	http://hiratsuka-kijima.jimdofree.com/			
⑥ 設立目的・経緯	<p>城島地区は農家集落と園芸ハウスが点在する農振農用区域であるが、高齢化率が36%と高く、農家の後継者不足により耕作放棄地が急速に広がってきている。全地域が市街化調整区域のため開発の見込みもなく、地域の衰退が危惧される。このため、平成30年6月に城島地区自治連が主導し、当地区の各種団体代表者を構成メンバーとする城島地区地域活動推進会議を設立し、地域の活性化に取り組み始めた。城島地区地域活動推進会議は、令和2年度に平塚市及び湘南NPOサポートセンターと3者の協議体を設立し、神奈川県「地域の支え合い仕組みづくり事業」に応募し、令和2年度から令和4年度まで「地域資源活用による交流型体験の里づくり事業」をテーマに地域活性化に取り組んできた。</p>			
⑦ 活動の概要・実績	<p>3者の協議体による「地域資源活用による交流型体験の里づくり事業」として、東海大学、平塚農商高校、JA湘南等の外部組織と連携し、様々な活動を実施してきた。これまで取り組んできた主な活動は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「暮らし・地域づくりに関するアンケート」の実施 事業開始にあたって、城島地区全世帯を対象に住民アンケートを実施 <ul style="list-style-type: none"> ○「きじマルシェ」 休耕田で毎年春にマルシェを実施、東海大学の学生や農商高校の生徒もスタッフとして参加、地域内外からの来訪者多数 ○「米づくり・野菜収穫体験」 毎年春に「米づくり・野菜収穫体験」の参加者を家族単位で募集、春から秋にかけて米づくり体験や野菜収穫体験を実施 ○平塚農商高校との「地域学校協働活動」を実施 令和4年度より、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課による「地域学校協働活動」事業を実施 ○その他の取り組み ・地域散策・デイキャンプ・星空観察・薬膳料理教室・ヒマワリ迷路等のイベントを随時実施 ・通学路等比較的人通りが多い所に四季折々の花を植栽 <p>令和5年度からは、「地域資源活用による交流型体験の里づくり事業」における平塚市及び湘南NPOサポートセンターとの協議体を解消し、城島地区地域活動推進会議が自主運営組織として、「身近に農と学びがある地域」を目指して本事業に取り組んでいる。</p>			
⑧ 過去に受けた助成等の実績	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	地域活動再開円滑化交付金	令和4年	16万円	地域ふれあい交流花モニュメント
	地域課題解決推進事業交付金	令和4年	10万円	ヒマワリ迷路
	地域活動再開円滑化交付金	令和5年	8万円	子どもBBQ&デイキャンプ
⑨ 令和6年度に受ける予定の助成等	助成等制度名	助成年月	助成金額	助成内容
	地域課題解決推進事業交付金	令和6年	10万円	各地区の花壇の維持管理

⑩ 会員数	個人 = 6.5 人 (うち平塚市民 6.5 人) 団体 = 3.1 団体		
⑪ 活動体制	役職名	氏名	住所
	<p>※活動体制は、個人情報のため非公開としています。</p>		
活動に携わるメンバーを記入してください。 10名以上の場合は、主なメンバーを記入してください。			

2 補助申請の内容

① 事業名	地域資源活用による交流型体験の里づくり事業
② 申請コース	(以下のどちらかのコースを○で囲んでください) <input checked="" type="radio"/> 入門コース ・ <input type="radio"/> 発展コース
③ 申請額	【申請額は1万円単位、発展コースは事業費に対する助成割合の制限有(1回目90%、2回目80%、3回目70%)】 10万円 (入門コースは10万円以内・発展コースは50万円以内)

3 補助申請する活動・事業の内容

① 事業の目的 「なぜ、この事業を実施したいのか？」 「どんな課題を改善したいのか？」 「社会や市民のために、どのような公益性があるのか？」 などを、社会的背景を含めて具体的に記入してください。	<p>農業を主産業とする当地区であるが、少子高齢化により農家の後継者不足が深刻で、耕作放棄地が急速に広がっている。全地域が市街化調整区域のため、開発の見込みはなく、スーパー等の生活支援施設が極めて少なく、交通の利便性も悪い。当地区の中央を走る県道のバスの本数は、1時間に1本である。こうした環境のため、若者離れが生じ、人口減少に歯止めがかからず過疎化が進んでいる。近い将来、地域コミュニティの崩壊が危惧されている。過疎化、若者離れ、人口減少の悪循環からは是非とも脱却したい。</p> <p>このためには、令和2年度から昨年度まで実施してきた「地域資源活用による交流型体験の里づくり事業」の取組みを継続し、当地区の魅力を地区内外に発信していく努力が大切と思う。取組みへの努力により、郷土の魅力に気付く住民や当地区への交流人口が増加するものと思う。交流人口の増加により、定住人口の増加も期待される。</p>
---	---

<p>② 事業の内容</p> <p>①の事業の目的で記入した内容をふまえて、具体的な活動・事業内容を記入してください。</p> <p>事業の先駆性・発展性・公益性・新しいアイデアや工夫などがあれば、分かりやすく記入してください。</p> <p>※ 発展コースを申請する場合は、これまでの活動をどのように充実・発展させていくのかが分かるように記入してください。</p>	<p>城島地区の交通の利便性の向上や地域住民の「地域資源活用による交流型体験の里づくり事業」への理解の浸透を図ることで、他地区からの交流人口の増加を目指すとともに、当地区の魅力を地区内外に発信するため、次の取り組みを実施する。</p> <p>1. 「きじマルシェ」 地域内外の多くの人を当地区に呼び込み、当地区の魅力を広く知ってもらうために、マルシェを開催し、城島の魅力の紹介や平塚のブランド米「はるみ」等の農産物の販売を行う。また、地域学校協働活動を通して県立平塚農商高校と連携しながら、城島地区の特色を発信する。</p> <p>2. 米づくり体験・野菜収穫体験 子どもや子育て世代を城島地区に呼び込み、当地区の魅力の1つである農業の体験を通じて、身をもって当地区の魅力を知ってもらうために、米づくり体験・野菜収穫体験の参加家族を募集し、参加者に田植えや稲刈り等の作業を体験してもらう。</p> <p>3. 城島地区の将来像を考える意見交換会・研修会（仮称） 高齢化率の上昇、交通の利便性の悪さなど城島地区が抱える課題や城島地区の魅力を踏まえた上で、若い世代の参加を促しつつ地域住民が一丸となって城島地区の将来像を考える意見交換会や「地域資源活用による交流型体験の里づくり事業」に関する研修会を実施する。</p> <p>上記取り組みについては、ホームページやInstagram等SNSを活用して積極的に発信していく。</p>
<p>③ 事業の計画</p> <p>活動・事業の実施場所、実施方法、実施時期、参加者や受益者等の対象、参加人数などの計画やスケジュールを具体的に記入してください。</p>	<p>1. 「きじマルシェ」 実施場所：城島公民館周辺の休耕地 実施方法：本イベントのために、地域住民により構成される実行委員会を組織する。 実施時期：11月（土・日・祝） 会場レイアウト：ステージ、販売エリア、プレイエリア、展示エリア ふれあいエリア、農業マシン展示、その他</p> <p>2. 米づくり体験・野菜収穫体験 米づくり体験への参加家族を募集し、参加者に田植えや稲刈り等の作業を体験してもらう。 実施場所：城島公民館周辺の水田と畑 スケジュール： 5月 育苗見学 6月 田植え 10月 稲刈り 11月 収穫祭 ※上記日程に合わせて、野菜収穫体験を実施する。</p> <p>3. 城島の将来像を考える意見交換会・研修会（仮称） 平塚市の立地適正計画策定を踏まえ、当地区の将来像を考える住民の意見交換会や講師を招聘した研修会を実施する。</p>
<p>④ 期待される効果</p> <p>活動・事業実施により、対象（受益者や地域）にどのような効果や成果を期待できるかを具体的に記入してください。</p>	<p>1. 「きじマルシェ」 例年、多くの来訪者が集まり、公民館まつりとともに当地区で最も賑わうイベントである。特に城島地区外からの来訪者が多いので、城島地区の魅力の発信や交流人口の増加に、このイベントが果たす役割は大きい。</p> <p>2. 米づくり体験・野菜収穫体験 親子で参加する家族が多く、参加理由として「子どもに作物を育てる喜びを教えたい。」「食の大切さを教えたい。」等の回答が大半である。（参加者へのアンケート結果より） また、「子どもとともに土に触れることの大切さを感じた。」「自然体験が出来て良かった。」等の意見も寄せられているので、身近に農と学びがある地域を目指す本事業の推進に、この取り組みは非常に効果的と考える。</p> <p>3. 城島の将来像を考える意見交換会・研修会（仮称） この取り組みを通して、当地区の現状についての住民の共通理解を図るとともに、「地域資源活用による交流型体験の里づくり事業」への住民の関心を喚起し、本事業への賛同者の増加を図りたい。また、地域住民が一丸となり、地域主導で当地区の将来像を検討することで、郷土愛が醸成されるとともに、よりの確に地区の現状に即した将来像を描くことができると考える。 なお、今後少子高齢化が進むことにより、他地区でも当地区と同様の課題を抱える地区が生まれる可能性があると考えられる。地域自らが主体となり、課題の解決や交流人口の増加に取り組む当地区の活動がモデルケースとなり、他地区の課題解決に寄与することも期待される。</p>
<p>⑤ 協力団体等</p> <p>活動・事業に協力される人、団体を記入してください。</p>	<p>平塚農商高校 東海大学 JA湘南 株式会社 湘南ライスセンター 株式会社 甲斐組</p>

4 収支予算書（申請事業に限定した予算）

項目		金額	具体的な内容（積算根拠等）						
① 収入	補助金	100,000 円	平塚市市民活動推進補助金						
	参加費	200,000 円	米づくり・野菜収穫体験参加費 10,000 円×20 家族=200,000 円						
	事業収益	30,000 円	マルシェの売上						
		円							
		円							
収入合計		330,000 円	発展コース：対象経費	円×	%=	円	補助金の申請限度額	円	
② 支出	項目	事業費	うち対象経費	うち補助金	具体的な内容（積算根拠等）				
	消耗品費	20,000 円	20,000 円	0 円	チラシ用色紙A4、A3 ゴミ袋 紙コップ・皿 軍手等				
	物品購入費	30,000 円	30,000 円	0 円	肥料・農薬・種子等の購入費				
	謝金	80,000 円	80,000 円	30,000 円	意見交換会・研修会の講師への謝金 10,000 円×3 回=30,000 円 マルシェ及び米づくり・野菜収穫体験協力者への謝金 1,000 円×50 人=50,000 円				
	印刷費	50,000 円	50,000 円	50,000 円	チラシ印刷代（マルシェ用 1,700 枚、米作り・野菜収穫体験用 300 枚） 会議等資料のコピー10 円×1000 回=10,000 円 体験資料作成費				
	旅費・交通費	30,000 円	30,000 円	0 円	城島地区外の会議への交通費				
	使用料・借上げ料	100,000 円	100,000 円	20,000 円	米づくり・野菜収穫体験の土地及び耕作機械の借用料 マルシェ会場の資材（スチレージ、シート、展示用農業機械、小動物等）の借川代				
	飲食費	20,000 円	0 円	0 円	準備作業参加者へのお茶代 200 円×10 人×10 回=20,000 円（参加費から支出）				
	支出合計		330,000 円	310,000 円	100,000 円	※備品や器具を購入する場合は、それが事業に必要な理由を記載してください。また、飲食代など助成の対象とならない経費を支出する場合は、「参加費から支出」など収入項目を記載してください。			

※収入の補助金の金額は、補助申請した金額を記載してください。また、支出のうち、補助金から支出する金額を記載してください。
 ※収入合計と支出合計、また、収入の補助金と支出のうち補助金の合計は同額になるようにしてください。

城島地区地域活動推進会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、「城島地区地域活動推進会議」(以下「本会」という)。

(目的)

第2条 本会は、地域住民が安心して心豊かに生活していくために、各種団体等が連携協力し、地域住民の福祉と環境向上について協議し、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

(区域)

第3条 本会は、平塚市城島地区を範囲とする。

(構成)

第4条 本会は、次に掲げる者(以下「メンバー」という)をもって構成する。

(1) 城島地区内の自治会正副会長

(2) 次に掲げる各団体の長又は当該団体から推薦を受けた者1人

農業委員

城島地区農業土木連絡協議会

城島地区社会福祉協議会

城島地区民生児童委員協議会

城島長寿会連絡会

体育振興会

スポーツ推進委員

青少年指導員連絡協議会

おおすみ地域教育力ネットワーク協議会

防犯協会城島支部

交通安全協会城島支部

消防第13分団

平塚市立城島小学校

平塚市立大住中学校

平塚市立城島小学校PTA

平塚市立大住中学校PTA

保護司

城島公民館

城島ふれあいの里

平塚警察署城島駐在所

湘南農業協同組合城島支店

精陽学園

ふじの郷

高齢者よろず相談センター おおすみ

美化推進委員

美里・柿の実こども園

乳幼児支援ボランティア

ママの会なつめ

地域情報局

(3) 学識経験者または城島地区のまちづくりに参画する意欲ある者

(4) 定例会において出席を要請された者

(活動)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事項に関する活動に取り組む

(1) 地域の各種団体が抱える課題や地域資源に関する情報の共有に関すること

(2) 地域づくりに向けた取り組みの企画・運営に関すること

(3) その他、会の目的達成のために必要なこと

第2章 役員

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 4人

(3) 事務局(事務局長、会計、総務)若干名

(4) 会計監査 2人

(5) 各部会長及び各委員会委員長

(6) 顧問 若干名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、会を代表し、会務を統括し、定例会及び役員会を招集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長は、市及び構成団体等との連絡調整や本会の事務処理全般を行う。

(4) 会計は、本会の会計事務処理を行う。

(5) 総務は、書記・庶務・企画に関する事項を行う。

(6) 監査は、会計の監査にあたる。

(7) 幹事は、本会の運営上必要な事項を審議する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、補欠選出の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第9条 本会にオブザーバーを置くことが出来る。

第3章 会議

(会議)

第10条 本会の運営にあたり、次の会議を開催する。

(1) 定例会

(2) 役員会

(3) 部会及び委員会

(定例会)

- 第11条 定例会は、本会のメンバーをもって構成する。
2 定例会は、年3回とし会長が招集する。第1回定例会は、総会を兼ねて行うこととする。
3 定例会は、メンバーの過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数によって決定する。
4 定例会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
(1) 事業の企画及び運営に関する事
(2) 予算の作成・執行及び決算に関する事
(3) 規約等の制定または改廃に関する事
(4) 部会・委員会の設置及び部会・委員会よりの報告・提案に関する事
(5) その他、会長が必要と認める事

(役員会)

- 第12条 役員会は、次の事項を審議する。
(1) 定例会に提案する事項に関する事
(2) 本会の運営及び活動に必要な事項に関する事
(3) その他、会長が必要と認めた事項に関する事
2 会長は、必要に応じて役員以外のメンバーを役員会に出席させることができる。

(部会・委員会)

- 第13条 本会の活動を促進するため、次の部会及び委員会を置くことができる。
(1) 福祉部会 地域福祉を推進する。
(2) 防災部会 住民の防災意識の向上を図り、災害時への安全に備える。
(3) 農地部会 農地、山林及び雑種地の活用等について協議し、地域の環境向上を推進する。
(4) 環境向上委員会 環境向上に資する取り組みを推進する。
(5) まちづくり委員会 地域の将来像を企画・検討する。
(6) 里づくり事業実行委員会 交流体験事業等の企画運営や、地域学校協働活動を推進する。
2 部会及び委員会は、各所管事項の企画調整及び執行にあたる。
3 部会及び委員会は、メンバーのほか地域において活動する各種団体及び個人で構成する。
4 部会に部会長及び副部会長を置き、委員会に委員長及び副委員長を置く。
5 部会及び委員会は、必要に応じてそれぞれの長が招集する。
6 副部会長及び副委員長は、それぞれの長を補佐し、それぞれの長に事故があるときはその職務を代行する。

第4章 事務局

(事務局)

- 第14条 本会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

(事務所)

- 第15条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(経費)

- 第16条 本会の経費は、本事業の収入及び本会の活動に賛同する団体及び個人の支援金を充てることとする。

(雑則)

- 第17条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会で協議し定例会にはかり別に定める。

附則

この規約は、令和5年7月8日から施行する。

第2号議案

令和4年度 城島地区地域活動推進会議決算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

総収入 1,191,349 円

総支出 799,162 円

差引残額 392,187 円 (次年度へ繰り越します)

<収入の部>

(単位:円)

項目	決算額	予算額	増減	摘要
繰越金	438,465	438,465	0	
交付金	400,561	350,000	50,561	市の課題解決事業交付金等 260,000 県からの交付金140,561
助成金	0	80,000	△ 80,000	
事業収入	349,319	260,000	89,319	農業体験料220,000,ハルミ等販売代金等
雑収入	3,004	5,000	△ 1,996	地域住民からのカンパ 3,000 貯金利息
合計	1,191,349	1,133,465	57,884	

<支出の部>

(単位:円)

項目	決算額	予算額	増減	摘要
事業費	770,550	600,000	170,550	バンジーの苗等購入費、農業体験費用等
印刷費	7,891	50,000	△ 42,109	会議資料の印刷
事務費	3,288	50,000	△ 46,712	事務用品の購入
会議費	17,433	50,000	△ 32,567	会議用お茶購入費
交通費	0	40,000	△ 40,000	地域外の会議旅費
予備費	0	343,465	△ 343,465	
合計	799,162	1,133,465	△ 334,303	

会計監査の結果、上記の通り適切に処理されていることを報告いたします。

令和5年6月29日

<会計監査>

守屋 任 

磯村 明良 

第6号議案

令和5年度 城島地区地域活動推進会議予算書(案)
(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

<収入の部> (単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
繰越金	392,187	438,465	△ 46,278	
交付金	100,000	350,000	△ 250,000	市の課題解決推進事業交付金
助成金	80,000	80,000	0	コメリ緑資金等
事業収入	300,000	260,000	40,000	農業体験、きじマルシェ物販等
雑収入	5,000	5,000	0	
合計	877,187	1,133,465	△ 256,278	

<支出の部> (単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	増減	摘要
事業費	600,000	600,000	0	里づくり事業運営費(課題解決事業を含む)
印刷費	50,000	50,000	0	会議資料・広報資料の印刷
事務費	30,000	50,000	△ 20,000	事務用品・消耗品の購入費
会議費	50,000	50,000	0	会議用お茶代
交通費	10,000	40,000	△ 30,000	地域外の会議への交通費
予備費	137,187	343,465	△ 206,278	
合計	877,187	1,133,465	△ 256,278	